○経済産業省告示第八十一号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十四年四月二日

学校の名称	学部・学科名
東京工業専門学校	工業専門課程電気工学科

経済産業大臣　枝野　幸男

備考　平成二十三年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○国土交通省告示第三百九十六号

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第一項の規定により、平成二十四年四月一日付けをもって、横浜港における特定外貿埠頭の管理運営を行う者を指定したので、当該指定を受けた者（以下「指定会社」という。）について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月二日

国土交通大臣　前田　武志

横浜港の指定会社

一　商　　号　横浜港埠頭株式会社

二　本店の所在地　横浜市中区山下町二番地

○国土交通省告示第三百九十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第四項の規定により、北九州都市計画事業城野駅北土地区画整理事業の施行規程及び事業計画について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年四月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　縦覧開始の日　平成二十四年四月三日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　福岡県北九州市小倉北区片野四丁目二十番三号　独立行政法人都市再生機構九州支社城野都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第三百九十八号

昭和六十三年建設省告示第百六十七号をもって公示した森吉山ダムの建設に関する基本計画に基づいて実施した米代川水系の森吉山ダムの建設は、平成二十四年三月三十一日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

平成二十四年四月二日

国土交通大臣　前田　武志

○国土交通省告示第三百九十九号

平成六年建設省告示第五十九号をもって公示した殿ダムの建設に関する基本計画に基づいて実施した千代川水系の殿ダムの建設は、平成二十四年三月三十一日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

平成二十四年四月二日

国土交通大臣　前田　武志

○国土交通省告示第四百号

平成六年建設省告示第三百四号をもって公示した尾原ダムの建設に関する基本計画に基づいて実施した斐伊川水系の尾原ダムの建設は、平成二十四年三月三十一日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

平成二十四年四月二日

国土交通大臣　前田　武志

○国土交通省告示第四百一号

平成四年建設省告示第八十四号をもって公示した嘉瀬川ダムの建設に関する基本計画に基づいて実施した嘉瀬川水系の嘉瀬川ダムの建設は、平成二十四年三月三十一日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

平成二十四年四月二日

国土交通大臣　前田　武志

○国土交通省告示第四百二号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十四年四月二日

国土交通大臣　前田　武志

(一)　登録番号　2
(二)　登録基幹技能者講習の種目　登録橋梁基幹技能者
(三)　登録基幹技能者講習実施機関の名称　社団法人日本橋梁建設協会
(四)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称　一般社団法人日本橋梁建設協会
(五)　変更年月日　平成二十四年四月一日

(一)　登録番号　4
(二)　登録基幹技能者講習の種目　登録コンクリート圧送基幹技能者
(三)　登録基幹技能者講習実施機関の名称　社団法人全国コンクリート圧送事業団体連合会
(四)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称　一般社団法人全国コンクリート圧送事業団体連合会
(五)　変更年月日　平成二十四年四月一日

(一)　登録番号　7
(二)　登録基幹技能者講習の種目　登録建設塗装基幹技能者
(三)　登録基幹技能者講習実施機関の名称　社団法人日本塗装工業会
(四)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称　一般社団法人日本塗装工業会
(五)　変更年月日　平成二十四年四月一日

(一)　登録番号　15
(二)　登録基幹技能者講習の種目　登録配管基幹技能者
(三)　登録基幹技能者講習実施機関の名称　社団法人日本空調衛生工事業協会
(四)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称　一般社団法人日本空調衛生工事業協会
(五)　変更年月日　平成二十四年四月一日

(一)　登録番号　19
(二)　登録基幹技能者講習の種目　登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
(三)　登録基幹技能者講習実施機関の名称　社団法人日本サッシ協会
(四)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称　一般社団法人日本サッシ協会　一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会
(五)　変更年月日　平成二十四年四月一日

(一)　登録番号　23
(二)　登録基幹技能者講習の種目　登録ダクト基幹技能者
(三)　登録基幹技能者講習実施機関の名称　社団法人日本空調衛生工事業協会
(四)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称　一般社団法人全国ダクト工業団体連合会
(五)　変更年月日　平成二十四年四月一日

(一)　登録番号　26
(二)　登録基幹技能者講習の種目　登録冷凍空調基幹技能者
(三)　登録基幹技能者講習実施機関の名称　社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
(四)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称　一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
(五)　変更年月日　平成二十四年四月一日

(一)　登録番号　28
(二)　登録基幹技能者講習の種目　登録基礎工基幹技能者
(三)　登録基幹技能者講習実施機関の名称　全国基礎工業協同組合連合会
(四)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称　全国基礎工業協同組合連合会　一般社団法人日本基礎建設協会
(五)　変更年月日　平成二十四年四月一日